

千葉県青少年問題協議会専門部会運営要綱

昭和52年4月12日
(改正) 昭和55年8月7日
(改正) 昭和57年12月7日

- 第1条 千葉県青少年問題協議会設置条例第6条に基づき専門員を置くものとする。
- 第2条 千葉県青少年問題協議会（以下「青少年問題協議会」という。）に次の専門部会を置く。
- (1) 環境浄化部会
 - (2) 健全育成部会
 - (3) 家庭教育部会
- 第3条 専門部会は、青少年問題協議会から附託を受けた専門事項の調査・研究・審議に当たる。
- 第4条 専門部会は、必要に応じて開催するものとする。
- 第5条 専門部会は、専門員及び事務局職員をもつて構成し、若干名で組織する。
- 第6条 専門員に対しては、青少年問題協議会委員に準じ、報酬を支払うものとする。
- 第7条 委嘱状は省略するものとする。